

松本市第6波対応事業者特別支援金 に関するお知らせ(令和4年6月21日版:期間延長)

第6波の影響を受けた市内事業者の事業継続及び回復のため、支援金を交付します。

申請期間を8月31日まで延長しました。

対象者

国の事業復活支援金を受給した中小法人又は個人事業者で、次の要件を満たす者

- ・法人は、令和4年2月22日現在で市内に本店又は主たる事務所を有する
 - ・個人は、令和4年2月22日現在で本市の住民基本台帳に記録されている
- ※事業復活支援金の申請は6月17日で終了しています。

交付額

一律10万円(1事業者1回限り)

申請期間

令和4年3月1日(火)から**8月31日(水)**まで ※郵送は当日消印有効(7月29日(金)から申請期間を延長しました。)

申請書類

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・宣誓・同意書(様式第2号)
- ・振込口座を確認できるもの
(通帳の表紙及び見開きページ又はインターネットバンキングの画面コピー)
- ・事業復活支援金事務局が発行する給付通知(振込みのお知らせ)の写し
(宛先が記載された表面及び中面の両方)
- ・法人は、令和4年2月22日以降に発行された履歴事項全部証明書の写し
- ・個人は、運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表)等の写し(いずれか)

申請方法

郵送または「ながの電子申請サービス」にて申請書類を提出

<郵送>

【7月まで】

〒390-0811 松本市中央4-7-26 松本市勤労者福祉センター内
松本市第6波対応事業者特別支援金センター 宛

【8月中】

〒390-8620 松本市丸の内3番7号
松本市 商工課 第6波対応事業者特別支援金担当 宛

<電子申請>

ながの電子申請サービス(市ホームページから移動できます)

お願い

**感染対策のため、上記センターへの来訪はご遠慮願います。
ご不明な点は電話にてお問い合わせください。**

申請書

市のホームページでダウンロードできるほか、
以下の窓口でも配布
松本市役所本庁舎5階商工課、本庁舎・東庁舎1階受付、
各地域づくりセンター、松本商工会議所、松本市波田商工会



松本市
ホームページ

問い合わせ先

◎松本市第6波対応事業者特別支援金センター (平日午前9時から午後5時まで)
0263-87-3969

◎事業復活支援金相談窓口 (土日、祝日を含む午前8時30分から午後7時まで)
0120-789-140、03-6834-7593(IP電話等、有料)

松本市第6波対応事業者特別支援金

共通事項

- Q1 宣誓・同意書に会社や代表者の名前のゴム印を押印しても良いか。
A1 ゴム印ではなく代表者の自筆にしてください。
- Q2 国の事業復活支援金を受給したが、現在廃業又は休業している場合に申請できるか。
A2 廃業は申請できません。休業は、今後も事業継続及び立て直しの意思があり、その取組みを行う場合のみ申請できます。
- Q3 申請してからどのくらいで入金になるか。
A3 申請に不備がなければ10日～2週間で振込になります。
- Q4 支援金は課税の対象となるか。税務上の処理はどうしたらよいか。
A4 収入として課税の対象になります。詳しくは所管する税務署にご相談ください。
- Q5 法人番号13桁がわからない場合は、どうしたらいいのか。
A5 国税庁の「法人番号公表サイト」から、ご確認いただけます。
なお、個人事業者の方は、法人番号の記入は不要です。

電子申請

- Q1 電子申請の利用者登録は必要か。
A1 申請内容の不足・不備等の連絡をすることがありますので、必ず利用者登録をしてください。
- Q2 入力途中で誤って電子申請を完了してしまった。
A2 申請を差戻しますので、「松本市第6波対応事業者特別支援金センター(電話0263-87-3969)」にご連絡ください。
- Q3 添付ファイルのデータ容量が上限を超えてしまい、添付できない。
A3 データ形式をPDFに変換いただくか、Zipファイル等に圧縮いただき添付してください。
スマートフォン等で上記対応が難しい場合には、支援金センターまでお問い合わせください。

(国) 事業復活支援金

- Q1 国からの給付通知はいつ届くのか。
A1 事業復活支援金の振り込みから、2週間程度で郵送されているようですので、お手元に届くまで少々お待ちください。
- Q2 国からの給付通知を紛失してしまった場合、松本市の支援金には申請できないか。
A2 まずは一度、お電話で(0263-87-3969)までご連絡ください。